

No.	質問内容	回答
1	プロジェクトの成果物となるドキュメントについて、外部への公開を想定しておりますでしょうか？	成果物のうち、少なくとも最終報告書については市WEBページに公開する予定です。
2	本プロジェクトの成果は「各事業企画との橋渡し」となることを目的としていますが、プロジェクトの行程の中で、各事業企画に該当するプロジェクト担当部外の横浜市の方にご協力・ご参加いただくことは可能でしょうか。	「各事業企画との橋渡しとなるコンセプト作成」は、個別具体的な事業についてではなく、横浜市の経営企画上のコンセプト作成を目的としているため、現時点では各事業所管課の協力・参加は想定していません。もし必要な場合は、発注担当課にご相談ください。
3	<p>提案書評価基準における「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」の状況を示す資料として記載されている「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合(従業員301人未満の場合のみ加算)」の項目に関して、ご質問です。</p> <p>その根拠となる資料として「労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」が挙げられていますが、厚生労働省の「一般事業主行動計画の策定・届出等について」というウェブページに記載されているステップ4に基づき、労働局に提出するのは、行動計画そのものではなく、「一般事業主行動計画策定・変更届」(様式第一号)という申請書類だと認識しております。</p> <p>つきましては、提案書に添付する資料は、この「一般事業主行動計画策定・変更届」(様式第一号)(受付印は無し)という理解でよろしいでしょうか。</p>	「一般事業主行動計画策定・変更届」(様式第一号)(受付印は無し)の場合は、行動計画を外部に公開していることがわかる資料をご提出ください。
4	「評価委員会 評価表」中の「現場責任者の、公共領域における定性調査の経験は十分にあるか」という項目に関して、ご質問です。ここに記載されている「公共領域」には、業務の発注機関が民間企業で、定性調査の対象が特定地域の文化や生活様式である場合も含まれるでしょうか。	国、地方公共団体、公益法人、民間シンクタンク、金融機関などが実施する、公共性が高く、社会全体の課題に対する調査実績を評価する項目としています。